

## 中国における現地発明の取り扱い

国際第3委員会\*

**抄録** 日本企業が、中国で研究開発を行ったり、中国の大学や企業等と共同開発を行うことによって、中国において発明が発生してきている。中国における現地発明に関して、法律、条文等で一定の範囲では規定されているが、規定されていないところも多く、その取り扱いに悩む場合も生じている。

そこで、中国における現地発明に関して、法律、条文等で規定されている部分および規定されていない部分に対して、日本企業はどのように対処しているかを把握するために、「中国で生まれる発明の実態調査」を行った。本調査では、とくに、発明の発生から権利化、特許権の発生までに焦点を当てて行い、その手続きの流れと、その時系列に沿った各段階での対応方法について調査した。

そこで本稿では、上記調査結果とそれらについての考察を中心に報告する。

### 目次

1. はじめに
  - 1.1 現在までの調査研究
  - 1.2 現地発明の実務に関する調査の必要性
2. アンケートおよびヒアリング
  - 2.1 概要
  - 2.2 結果
3. まとめ
4. おわりに

### 1. はじめに

日本企業にとって、ビジネス戦略上の中国進出の位置付けは様々であろうが、徐々に「世界の工場」としての位置付けに加えて「研究開発拠点」としての位置付けも上昇しつつある<sup>1)</sup>。実際に中国に研究開発拠点を設置して、現地で研究開発活動を開始する、あるいは中国の大学、研究機関もしくは企業との共同研究開発を開始しようとする、技術流出・営業秘密漏洩対策のみならず「中国で生まれる発明の取り扱い」が検討課題としてクローズアップされることに

なる。また、研究開発の拠点を日本に置いて組み立て加工の拠点を中国に置くような場合、すなわち「世界の工場」としての位置付けの場合であっても、中国製造工場の飛躍的な技術向上に伴い改良技術・発明が生まれるような状況は起こり得る。この場合も、「中国で生まれる発明の取り扱い」が検討課題として発生することになる。

この「中国で生まれる発明の取り扱い」は、日本企業にとって、複雑な問題を含む国境を跨いだ知的財産管理実務であり、実務上の検討は端緒に着いたばかりである。

そこで、国際第3委員会では、この「中国で生まれる発明の取り扱い」について、具体的実務を如何に進めるかという観点から、会員企業へのアンケート調査とヒアリングをし、検討を行った。

\* 2005年度 The Third International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 1. 1 現在までの調査研究

「中国で生まれる発明の取り扱い」を理解する上で、様々な研究成果を参考にすることができる。たとえば、中国において発明が生まれる環境についても数多くの情報を入手することができる<sup>2), 3)</sup>。また、中国を「研究開発拠点」と位置付けた場合に発生し得る技術移転に関する法制度や紛争に関する論文からは、それらの法制度や紛争が中国で生まれる発明に及ぼす影響を理解することができる<sup>4)~6)</sup>。「中国で生まれる発明の取り扱い」に関しては、中国で生まれた発明が職務発明か否かの判断方法について、中国専利法第6条3項の規定により、事前に発明者と契約を結んでおけば、職務発明・非職務発明の判断をすることなく、発明の帰属を単位(使用者)に帰属させることが出来るという見解が示されている文献がある<sup>7)</sup>。また、一旦、中国現地法人に帰属した現地発明を日本本社に譲渡する場合、技術輸出入管理条例に基づく手続きの有無について、様々な見解が示されている文献がある<sup>8), 9)</sup>。さらに、中国専利法第20条に規定されている「第一国出願に関する問題」について、示されている文献がある<sup>10)</sup>。さらに応用編として、中国で共同研究や委託研究を行う場合の留意点に言及した論文も参考にすることができる<sup>11)</sup>。

## 1. 2 現地発明の実務に関する調査の必要性

中国で生まれる発明の取り扱い上の主な留意事項は、上述の研究成果を参考にすれば、ある程度理解することができる。しかし、中国で生まれる発明の具体的実務は、上述の研究成果による留意事項を踏まえた上で、日本国内で行われている知財管理の個々の業務について、逐一、中国法制度の特異性を考慮しながら中国に当てはめて是非を検討しなければならず、長期的な

試行錯誤が避けられない。一方、日本知的財産協会の会員企業の中には、早い時期に中国進出を果たし、中国で生まれる発明の取り扱い実務が発生し、ノウハウを蓄積している企業も存在する。

そこで、このような会員企業の協力を仰ぎ、会員企業へのアンケート調査とヒアリングを行い、中国で生まれる発明の取り扱いについて、発明の発生から権利化、特許権の発生までのフェーズを中心に、基本的な実務の観点から調査を行った。

なお本稿では、以下に示す用語は下記に示す意味にて使用する。

・現地発明

中国において生まれる(生まれた)発明。職務発明も非職務発明も含まれる。

・特許出願等

「特許(中文「発明専利」)」および「実用新案(中文「実用新型専利」)」であり、「意匠(中文「外観設計専利」)」は含まない。

・中国現地法人

日本本社の資本100%で構成された子会社。

なお本稿は、2005年度の国際第3委員会第3ワーキンググループにおいて、池田浩(副委員長:シチズン時計)、伊藤弘道(三菱重工業)、佐藤都(コニカミノルタテクノロジーセンター)、柴田雅直(ブリヂストン)、原田淳之(デンソー)、伴誠一(住友金属工業)、吉田卓史(日本電信電話)が作成した。

## 2. アンケートおよびヒアリング

### 2. 1 概要

今後中国に進出する企業にとって参考となるように、現地発明の発生から特許出願・権利化に至る間に、各企業がどのように現地発明に対応しているか、実務に則して時系列にアンケート項目を構成した。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

そして、既に現地発明が発生している日本知的財産協会の会員企業に対して、2005年秋にアンケート調査を実施した。

さらに、詳細な調査のため、本ワーキンググループメンバーがアンケート対象企業に伺い直接ヒアリングを実施した。ただし、ヒアリングさせて頂いた企業数は少なく、サンプル数は限られたものである。

## 2. 2 結 果

### 2. 2. 1 各企業の出願実績

ここでは、中国で発明が発生している日本企業に対してアンケートおよびヒアリングを行うにあたり、そのアンケートおよびヒアリング対象企業が現地発明に関して、どの程度、特許出願等を行っているか、全体的な状況を調査した。

#### (1) 現地発明の発生時期、出願時期

最も早くから現地発明が発生している企業では、1990年代半ばごろから現地発明が発生して、特許出願を行っているが、2000年以降に現地発明が発生して、出願を行っている企業が主流である。

#### (2) 現地発明に基づく出願の名義人

開発費用を負担するところが、出願人となることが多い。企業によっては、全件日本本社による単独出願とするところもある。また、中国でのみ使用する技術に関する発明は、中国現地法人による単独出願とし、日本で使用するものは、出願時から日本本社による単独出願としている企業もある。その場合、中国、日本以外の国で使用する技術についても、日本本社による単独出願としている。

#### (3) 現地発明の年間出願件数、登録件数、実施、権利行使件数

最も多く出願している企業では、年間100～

200件程度の出願を行っているが、その他の企業では、数件程度である。

特許権については、一部の企業を除いて出願して間もないので、最近になってようやく登録されている程度である。

実用新案権については、一部の企業では既に100件程度発生している。

また、現地発明に基づく特許権または実用新案権を単独で実施することではなく、日本で生まれた発明に基づく中国での特許権または実用新案権とともに実施するとのことだった。すなわち、日本で基本的発明を行って、中国では、その基本的発明を利用した応用発明を行っている。

なお、実施権設定や権利行使に至っては、いずれの企業においても今後の検討課題ということであった。

#### (4) 考 察

上記出願実績から概観すると、一部の企業を除いて、現地発明は、ここ数年になって僅かながら発生してきたところであり、出願件数にしてもまだ年間数件程度である。出願人名義については、日本本社による単独出願とする企業が多いものの、各企業の方針によって異なり、各企業独自の取り扱い方を行っている。特許権または実用新案権についても、まだ登録されている件数が少なく、権利行使に至っては、どの企業も今後の検討課題としている。

これらについては、今後、中国での研究開発が活発になるにつれて、出願件数等が増大していくものと予想される。それにともない、特許権等の権利も多く発生し、その特許発明が実施され、ひいては権利行使がなされていくことと思われる。

### 2. 2. 2 組織・形態等

この項目では、現地発明を取り扱うにあたり、各日本企業がどのような組織を構築し、中国現地法人の組織や形態などについてその実態を調

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

査した。

### (1) 中国における研究・開発

アンケートおよびヒアリングを行ったすべての企業において、日本と同様に、中国の優秀な人材を採用して、その頭脳を活かして研究開発に結びつけるために中国で開発を行っている。また、中国向け製品の外観等を中国ユーザのニーズにマッチさせるなど、中国の市場にあった製品等の研究開発を目的として挙げる企業もある。また、中国での規格制定の動きに乗り遅れないようにするためや、音声・インターフェイスなどで中国語関連の研究開発に中国人の力を活かすために、研究開発拠点を中国に設置したと回答した企業もあった。さらに、共同研究開発に熱心な企業では、中国現地機関、とくに大学との共同研究開発を行いやすくするために、研究開発拠点を中国に設置したと回答している。その一方では、共同研究開発には興味を示さず、その企業独自での研究開発により、中国ユーザのニーズを把握して、中国モデルの製品を開発していると回答する企業もあった。

テーマ選定に関しては、日本本社が主導権を握ってテーマを設定することが多いが、中国現地法人が独自にテーマ設定する場合もある。上述したように、中国市場向け製品の開発テーマを選定していると回答する企業が半数を超えていた。具体的には、ソフト開発が多く行われている。また、ある企業では、日本語が話せる中国人が多い大連において、そこでの人材を活用して、開発テーマを選定しているとのことである。

また、テーマ設定の際に、技術輸出入管理条例に考慮して制限技術か禁止技術かの判断を行ったり、外為法の観点で問題がないかのチェックを行っている企業もある。

### (2) 現地発明の発生地域、拠点、共同研究の有無

地域としては、北京、上海で既に多くの現地発明が発生している。また、日本語が話せる人が多い大連でも既に現地発明が発生、または今後発明の発生が予想される地域と回答している。その他の地域としては、蘇州、杭州が回答にあがっていた。

拠点としては、研究開発を行う中国現地法人にて発明が発生していることが多い。その他には、中国各地に存在する製造現場においても、開発部門を有する工場では、発明が発生すると回答している。

現時点では、アンケートを行ったすべての企業において、日本本社100%出資の研究開発に関する中国独資企業、すなわち、研究開発に関する中国現地法人を保有しており、その中国現地法人で発明が発生している。以前は合弁・合作企業（日本本社と中国企業・大学等との共同出資で構成）で発明が発生していた企業でも、開発が活発になるにつれて、合弁・合作企業を独資企業とし、中国現地法人としたと回答している。現状は合弁・合作企業において、発明が生まれていると回答した企業はなかった。

なお、中国現地法人における開発担当者は、20~30人から100人程度とさまざまであるが、そのほとんどは中国人である。

### (3) 中国人知財要員に対する教育

半数を超える企業では、日本から知財要員が出張対応で教育を行っている。

中国に駐在している日本人の知財部員が中心となって、啓発を行っている企業もある。また、日本で数日間集中して教育を行っている企業もあった。その内容は、OJTによるものが中心で、内部講習会も定期的または随時開催して、教育を行っている。その他には、外部セミナーを活用し、定期的に講座を受講させたり、中国現地



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の特許事務所にトレーニーとして教育を受けさせたりしている。具体的には、明細書の作成方法や、先行技術調査の方法等が中心であるが、なかには、管理業務が中心となっている企業も見受けられる。基本的には、日本で行っている教育とほぼ同様な内容がほとんどであったが、中国独自の内容を盛り込みたいと考えている企業が多かった。

#### (4) 考 察

各企業の考え方を整理すると、以下に示すようになる。

##### ① 現地発明の発生形態

アンケートを行ったすべての企業において、研究開発を行う中国現地法人を保有しており、その中国現地法人で発明が発生することが多い。これは、中国現地法人にて研究開発を行うことにより、権利の帰属が明確になりやすいと各企業が考えていると思われる。共同研究については、各企業の方針によって、積極的に行う企業と、あまり行わない企業とに大別される。すなわち、外部との提携等を積極的に行って成果に結びつける企業と、独自の開発に重きをおく企業とが、それぞれ存在し、それによって共同研究に対する取り組み方も全く異なったものとなると考えられる。

##### ② 中国現地法人における知財部門、中国人知財要員に対する教育

中国現地法人における知財部門が存在するが、その役割はさまざま、窓口的業務や管理業務のみを行っている企業が大半であった。大部分の企業で、まだ現実に年間に数件程度しか特許出願を行っていないので、リエゾン活動等についても日本からの出張で対応可能であり、中国現地法人の知財部門で発明発掘等の業務を行う必要性に至っていないと考えられる。今後中国での開発が拡大するにつれて特許出願件数も増大するのにともない、そのような業務を担

当する要員を配置する企業が増えていくものと予測される。

中国人知財要員に対する教育に関しては、中国現地法人の知財部門が行う業務にしたがって、その業務を行うのに必要とされるスキルの習得に重きがおかれていると考えられる。したがって、それらの業務が単なる管理業務から発明内容に関わる業務に変わっていくにつれて、教育の内容もそれに付随して変わっていくものと考えられる。

#### 2. 2. 3 発明の発生する前

中国専利法では職務発明の定義およびその帰属について「当該単位が職務を遂行し又は主に当該単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は当該単位に帰属し、出願が認可された後、当該単位を特許権者とする。非職務発明創造については、特許出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者が特許権者とする。その単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造については、単位と発明者又は考案者間に契約があり、特許出願の権利及び特許権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。」と明確に規定している（中国専利法第6条）。

さらに、中国専利法実施細則第11条において、職務発明を「専利法第6条に言う、所属機関の任務を遂行することによって完成した職務発明とは

- (1) 本来の職務の中で行った発明創造
- (2) 所属機関から与えられた本来の職務以外の任務の履行によって行われた発明創造
- (3) 退職、定年退職又は異動後1年以内に行った、元の部署で担当していた本来の職務又は元の部署から与えられた任務と関係のある発明創造

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

であり、専利法第6条にいう所属機関には、臨時的な仕事の機関を含む。専利法第6条にいう所属機関の物質技術条件とは、所属機関の資金、設備、部品、原材料、又は対外的に公開されていない技術資料などを指す。」と規定しており、中国専利法第6条と合わせて法律で明確に規定されている。

これに対し、共同開発に基づく発明創造の帰属については、中国専利法第8条で「二つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協議がある場合を除き、特許出願の権利は単独で完成又は共同で完成させた単位又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した単位又は個人が特許権者となる。」と規定している。

すなわち、中国において一つの単位（中国現地法人等）が、その他の単位（日本本社）の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協議がある場合を除き、特許を出願するための権利（特許出願前の権利）は、委託を受けて発明創造を完成させた単位（委託先企業）に帰属することになる。従って、委託開発を行う場合、委託先企業等との間でなんら契約を取り交わさないでいると、上記中国専利法第8条の規定により、発明の完成によって発生する特許出願前の権利（「特許出願の権利（中文「申請専利的権利）」」（中国専利法第6条、第8条）は、委託先企業等のものとなってしまふことになる。一方、別途協議がある場合には、その協議に従う事となるので、権利の帰属をあらかじめ日本本社のものですることができると。さらに、中国において二つ以上の単位が協力して完成させた発明創造については、別途協議がある場合を除き、上記「特許出願の権利」は、共同で完成させた二つ以上の単位に帰属することも規定されており、これらを充分考慮に入れた開発委託先

企業等との契約が非常に重要な意味を持つてくることになる。

ここでは、上記法令を踏まえた上で、企業として発明が発生する前に行っておくべき事を中心に、中国特有の事情があるか否か等の調査を行った。すなわち、現地発明者との契約や、共同発明である場合には共同出願契約時のトラブルがあるかなどである。なお、中国の大学または企業との共同研究・委託研究に関する事項は、項目2. 2. 15でまとめて報告する。

### (1) 職務発明に関する契約（雇用契約、就業規則等）

半数を超える企業が雇用契約を締結する中で、知財に関する事項を入れていた。知財に関する誓約書や、職務発明の会社帰属、競業企業への期限付きの再就職禁止事項などを入れる事がある。上記事項を雇用契約の中で謳っていてもその実効性を疑う企業もあったが、これらの契約が事前に無いと、その後の手の打ちようが全く無いという結論であった。

### (2) 考 察

アンケートを行った企業では、日本本社から中国現地法人に対して開発を委託しているケースが多く、研究開発の成果物の取り扱いに関しては、中国専利法第8条の規定を考慮し、日本本社は、中国現地法人と開発委託契約を結ぶことが多く、開発費用の全額を日本本社が負担して、権利の帰属を日本本社とすることが最も多い。これは、中国専利法第8条の規定により、日本本社と中国現地法人との間に別途協議がある場合には、原始的に権利の帰属を日本本社のものですることができると。従って、権利の帰属関係を明確にして、不必要な争いを避けることの表れであろう。また、開発費用を中国現地法人が一部または全部を負担する場合には、中国現地法人も権利の一部または全部を所

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

有することが多い。

発明が発生する前に行っておくべき事としては、発明者との契約が非常に大事であるという点がすべての企業共通の認識であった。特許に関して、被雇用者である発明者との訴訟事例がまだ少ないこともあり、発明者との契約をどのように締結すれば一番良いのかという例は無く、各企業とも模索中であった。

中国現地法人と第三者との共同開発契約では、契約に書かれていないことは何をしていてもよいという事が多発しているようである。契約に関しては現地の弁護士を交えて契約書の条項を練った方が良いとアドバイスしてくれた企業もあった。

特許出願のノルマを課している企業は無かったが、ノルマを課せるほど現地発明がまだ生まれていないというのが現状である。

## 2. 2. 4 発明の発掘

ここでは、現地での発明発掘をどのように行っているのか、について調査を行った。

### (1) 発明の発掘

アンケートおよびヒアリングした企業全てが、現地での発明発掘を行っていた。現地に知財担当者がある場合には、現地の知財要員が発明発掘を行うが、現地担当者がいない場合には、日本の知財要員が出張して行っている。また現地の知財要員の経験が浅い場合などには日本の知財要員が支援するとのことである。

### (2) 発明発掘の方法

発明発掘の手法は種々の方法があった。日本の知財要員が定期的に渡航し現地発明者への知財に関する啓発活動を行う際に発明発掘も同時に行ったり、日本の技術者と日本の知財部門で相談し、発明が発生しそうな箇所を予測して発明者にヒアリングを行ったり、あるいは発明の

提案があってから発明者とブレインストーミングを行って発明を膨らませたり、各社各様であった。中には、現地の中国人の上司（中国人管理職）が開発過程・開発状況を全て掌握しており、この中国人上司が発明の発生しそうなタイミングを見計らって発掘作業を行っているケースもあった。

### (3) 発明者とのコミュニケーション

中国との物理的な距離を縮める方法は、基本的には出張である。日本本社の知財要員が定期的に出張している企業が半数を超えていたが、中にはテレビ会議を活用（併用）している企業もあった。

中国人発明者とのコミュニケーション（言葉の壁）についても各社各様である。中国現地法人で英語の出来る技術者しか雇用せず、英語で発明発掘を行う、日本語堪能な者を現地の知財要員として雇用して通訳を兼ねさせる、通訳を雇うなどで言葉の壁を乗り越えている。

各企業、中国における発明発掘の効果的な方法を見出せていないが、現状として問題となっているのは、現地発明者の知財に関する知識が乏しい事という回答であった。

### (4) 考察

現地での発明発掘の方法は各社各様であった。共通して言える事は、現地発明者の知財に関する知識が乏しく、積極的に発明を発掘しないと発明が埋もれてしまうことも多く、知財の初心者に対しての発掘を心がけねばならない、という事である。各企業は、知的財産に関する教育を充実させていこうとするのであるが、現地従業員の定着率が悪く、ある程度知的財産への理解が深まったころには、その企業にはすでにいないというジレンマに陥ることも多い。会社組織の一員としての責任や、会社組織そのものについての存在意義から教育を始めなければ



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ならないという事もあるようである。

現地発明者への知財教育に関しては、アンケートおよびヒアリングした全ての企業で熱心に行っているという印象を受けた。ブレーンストーミングにより知財の重要性を認識させたり、中国現地法人の責任者会議で特許の重要性をアピールしたり、日本本社の知財教育と同じカリキュラムを実施したり、中国弁理士を活用して知財教育を行ったり、先行技術調査教育などを実施したりと各企業それぞれの方法で知財教育を行っていた。その他に、奨励・報酬制度を構築するのに工夫して知財教育を根付かせる方針を採っている企業もあった。

それにより、まず現地発明者に知財の重要性を認識させ、特許出願する事の重要性・必要性をいかにして植えつけるかなどの環境整備を整えていく事が今後の重要事項であり、最大の壁のようである。この壁を乗り越える事ができれば、上記(2)の「中国人管理職」のように知財の重要性を認識した現地の管理職が誕生し、このような管理職の指導の下に発明が自然に提出されてくるものと思われる。

逆に言えば、中国の優秀な技術者に知財の重要性・必要性を認識させ（かつ雇用契約や処遇等で彼らを厚遇すれば）、中国発のすばらしい基本特許が数多く生まれる可能性が非常に高いのではないかという印象を持った。

### 2. 2. 5 発明の完成時

発明発生後の管理面での処置について調査を行った。

#### (1) 発明の届出義務

発明が生まれたら従業員との契約により、届出義務を課している企業が大半を占めていた。

きちんとしたフローが形成されている例は少ないが、一例として現地知財要員が先行技術調査を行って一次評価をした後にフローに乗せる

という企業があった。この企業では、先行技術調査の結果、新規性、進歩性の欠如等により、特許出願に至るものが、開発者から提出された提案のほぼ半分に絞られるとの事であった。

#### (2) 出願の要否判断

出願の要否の判断は、上記のように現地知財要員が先行技術調査を行った後に日本の知財部門が行う場合もあるが、最初から日本の知財部門で判断することが多いようである。中には現地知財部門に判断させようと準備している企業もあった。

要否判断基準に関しては半数を超える企業が日本における基準と変わらないとしている。ただし、現地発明の数が少ないため発明の創出促進の観点で要否判断している企業もあった。

#### (3) 考察

発明が生まれた後の管理は、まだ固まっていない企業がほとんどである。これは現地発明の数がまだ少ないためであろうと思われる。当面は、日本の知財部門が関与しながら、もしくは日本の知財部門が全てを管理しながら、というのが現状のようである。

また、知財の管理面に関して中国特有の事情というものはことさら聞こえてこなかった。日本で行っている管理と同じように行えばよいであろうという事である。現地発明の環境整備（発明者の教育等）が整って、数多くの現地発明が誕生するようになった時には、管理面でも日本と同じようなシステムを中国に構築し、現地知財要員を充実させて、日本と同じような管理を実現できるものと思われる。

### 2. 2. 6 発明内容のヒアリング

各企業が、現地発明の内容のヒアリングをどのように行っているかについて調査を行った。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### (1) 発明のヒアリング方法

各企業とも、発明のヒアリングは、日本本社の知財要員が出張対応で行い、発明内容への付加・限定・改変等もミーティングで行っている。ただし、ミーティング後の対応は、中国と日本との物理的距離の問題により、メールや電話で対応する企業が多い。また、発明内容に関して特許性が不十分な場合には、出願しない、または特許性が出るようであれば日本知財要員や代理人が発明者へ補充をさせるとの回答であり、現地発明に対しても、日本で発生した発明と同様の対応が行われている。

### (2) 発明者の資料準備内容

中国の発明者に、どの程度の資料の準備を行っているかを調査した。発明者が準備する資料としては、殆どの企業が発明の骨子がわかるような技術説明資料であると回答している。言語は、発明者が中国人であるため中国語としている企業や、日本知財要員が確認できるように英語としている企業等、各企業様々である。

また、発明者に資料をさらに補充してもらう場合には、再度面談を行う企業とペーパー、メールまたは電話でのやりとりで行う企業とがある。

### (3) ヒアリング内容に中国現地法人の営業秘密が含まれる場合の対応策

各企業が、ヒアリング内容に中国現地法人の営業秘密が含まれている場合にどのように対応しているかについて調査した。対応不要または中国現地法人の営業秘密が含まれた経験がないとの回答であった。理由は、殆どの場合、ヒアリング内容に中国現地法人の営業秘密が含まれていたとしても、発明が発生する中国現地法人が日本本社の子会社であるため、親会社に対しては営業秘密とはならないためである。

### (4) 考察

発明のヒアリングは、日本本社の知財要員が出張対応で行っている企業と、主に現地知財要員が行い日本本社の知財要員がサポートしている企業とがある。また、今後、中国で発生する発明数が増加した場合、中国に知財担当の駐在員を置き、発明のヒアリングを日本からの出張対応ではなく駐在員により行うことも視野に入れている企業もある。しかしながら、中国で発生する発明件数が増加した場合であっても、基本的には日本本社の知財要員主導で意思決定および処理を行うという方向性は継続されるようである。

いずれにしても、日本と中国との物理的距離および言語の違いによるコミュニケーションの困難性を考慮した上での日本と中国との業務の切り分け、中国語明細書のチェックが不十分になることが課題となっている。このような課題に対し、中国での知財教育への注力、メール等のツールの活用等、課題解決に向けての努力を続けている。

## 2. 2. 7 出願明細書作成

各企業が、現地発明についての出願明細書をどのように作成しているかを調査した。

### (1) 発明から出願までの流れ

ほとんどの企業は、発明者が作成した資料に基づき、現地特許事務所と発明者とが面談し、現地特許事務所にて中国語の明細書を作成し、発明者がチェックをしてから出願している。

### (2) 日本本社の役割

半数を超える企業では、発明の発掘、出願要否判断および明細書チェック等に日本本社が関与しており、日本で発生した発明を日本で出願する場合と同様、日本本社主導で発明の発掘から出願明細書の完成までの処理が進められるこ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

とがわかった。なお、知財担当駐在員主導で進める会社もある。

### (3) 現地発明者の役割

各企業とも、現地発明者が、特許事務所への説明資料の作成および特許事務所により作成された出願明細書のチェックを行っており、日本で発生した発明を日本で出願する場合と同様な役割を担っていることがわかった。

### (4) 中国現地法人の知財要員の役割

中国現地法人の知財要員がリエゾンや公知例調査を行う企業もあるが、多くは、日本本社の知財要員がリエゾンを行い、中国現地法人の知財要員は日本知財要員と発明者との仲介や管理を行うという業務分担である。

### (5) 出願明細書の言語およびその理由

出願明細書の言語とその理由について調査を行った。半数を超える企業では、出願明細書の言語は中国語であったが、中には日本語という企業もあった。出願明細書の言語は、どの国へ第一国出願するかと関わる。理由は、「項目2.11 第一国出願」を参照。

### (6) 中国語の出願明細書のチェック方法

各企業とも、中国語の出願明細書全文を日本語または英語に翻訳してチェックを行っている。

### (7) 考 察

日本本社の知財要員が発明の発掘および出願の要否判断等を行った後、出願明細書の作成段階に入る。その中で、発明者は、日本で発生した発明を日本で出願する場合と同様に、説明資料を作成し、それに基づき特許事務所で作成された明細書をチェックする。一方、日本本社の知財要員も明細書チェックを行っている。その際、明細書を中国語で作成し、日本語又は英語

に翻訳してチェックするようにしている。そのため、今後、現地発明の数が増加した場合に、日本サイドでの明細書チェックのために行う中国語の明細書の日本語または英語への翻訳費用の増加が課題の一つとなるであろう。将来的には、現地知財要員を教育し、中国サイドで明細書チェックを行うようにする手法もあろう。

## 2. 2. 8 職務・非職務発明の判断

### (1) 質問内容および回答

中国における職務発明の定義は、中国専利法第6条に規定されている。近年、中国では、発明の帰属に関する訴訟が増加しており、各企業がどのように職務発明と非職務発明との判断を行っているのかについて調査を行った。

中国専利法に沿った社内ルールに基づき発明毎に職務・非職務発明の判断を行ったり、各発明が研究テーマのカテゴリーに属するか否かで職務・非職務発明の判断を行っている。また、職務発明・非職務発明を現地知財部門と協働で、日本本社の知財要員が主体で行っている企業もある。

アンケートおよびヒアリングを行ったすべての企業において、非職務発明と判断されたケースはまだ発生していないようである。これは、職務発明であっても積極的に発明を届出る素地がまだできあがっていない状況であることから当然の結果であろう。なお、各企業とも、非職務発明が届出られた場合には、各企業へ譲渡しないルールになっている。

各企業とも、職務発明については、雇用契約や社内の知財規程や就業規則等で定義している。

### (2) 考 察

職務発明については、各企業とも、契約等で定義している。ただし、中国では、発明の積極的な届出の素地はまだ出来上がっていない状況であるため、実際に非職務発明と判断されるよ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

うな発明が届出られる状況は少ないようである。今後、中国において、積極的に発明届出がなされるような状況に到れば、非職務発明については、社内ルールに則り、各企業へ譲渡しないという扱いがなされるであろう。

## 2. 2. 9 出願しない場合の処理

### (1) 質問内容および回答

現地発明を出願不要と判断した場合の取扱いについて調査を行った。

中国で発生する発明の中で、出願不要と判断する割合は、各企業様々であるが、届出られた発明の内70~80%を出願不要と判断する企業もあった。新規性および進歩性の欠如がその要因である。

発明者への対応としては、出願しない場合でも、発明者へ報償金を支払うという企業があった。これは、発明者へのインセンティブが大きな目的である。

なお、出願不要と判断した場合に、公開目的で公開技報のような刊行物を活用していると回答した企業もなかった。

### (2) 考察

中国においては、日本に比べて知財教育が行き届いていないこと等から、新規性および進歩性のある発明の届出はまだ少ないようである。そのため、出願不要と判断し、出願を行わない場合であっても、公開技報を活用する必要性が生じないようである。ただし、現在、各企業とも、中国における知財教育に力を注いでおり、将来、知財教育が実を結び、現在よりも高度な発明の届出がなされるようになった場合に、新規性欠如以外の理由により出願不要と判断した場合には、公開技報等の活用を検討する必要があるであろう。

## 2. 2. 10 譲渡

中国専利法の第10条では、特許出願権と特許権の譲渡が可能であること、および特許出願権と特許権を外国人に譲渡する場合には国務院の認可が必要であることを規定している。

ここで、中国専利法第10条にいう「特許出願権（中文「専利申請権」）」は、発明の完成によって発生する特許出願前の権利（「特許出願の権利（中文「申請専利的権利」）」（中国専利法第6条、第8条）とは異なり、特許を出願したことで発生する権利であると解釈するのが通説<sup>10</sup>であり、現地発明を出願後に日本本社へ譲渡させる場合に、同第10条の規定に従い国務院の認可が必要となる。

そこでここでは、今回のアンケートおよびヒアリング対象企業が現地発明を日本本社へ譲渡させているか、日本本社へ譲渡させる時期はいつか、日本本社へ譲渡させる場合にどのような対応（例えば、国務院の認可）をとっているのか等について調査した。

### (1) 譲渡の有無および譲渡の条件、時期

現地発明を日本本社へ譲渡させているかは、一部の企業を除いて現地発明を日本本社に譲渡させていると回答し、その他の企業はケースバイケースと回答した。日本本社への譲渡の条件は、開発費用を日本本社が100%負担している場合は日本本社へ100%譲渡させるとの回答であった。中国企業が他社との合弁の場合はケースバイケースと回答した企業もあった。基本的に、費用負担しているところに譲渡させるという考え方であった。

なお、今回の回答における「譲渡」の意味として、委託契約によって原始的に権利が日本本社に帰属する場合も含まれている。

日本本社へ譲渡させる時期については、全ての企業が第一国出願前と回答した。その理由は、第一国出願後に譲渡する場合は国務院の認可が



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

必要となるからとのことだった。

### (2) 技術輸出入管理条例への対応

次に、現地発明を日本本社に譲渡させるにあたり、2002年1月1日に施行された「技術輸出入管理条例」（禁止技術は輸出入禁止な技術、制限技術は認可を得た場合にのみ輸出入可能な技術、自由技術は認可は不要だが技術輸出入契約の締結後これを商務部または地方商務主管部門に登録することが必要な技術）への対応について調査した結果、一部の企業は自由技術の中から開発テーマを選定するように注意していると回答した。また別の企業では、開発テーマの選定段階で現地代理人に認可の申請をしてもらっていると回答した。

### (3) 国務院の認可手続の要否

現地発明を日本本社へ譲渡させるにあたり、国務院の認可手続を行っているか調査した結果、一部の企業は安全サイドに立って行っていると回答したが、その他の企業は行っていないと回答した。認可手続を行っていない理由として、第一国出願前の譲渡であれば認可手続は不要と考えているとの回答があった。担当弁護士が認可手続をとらなくても問題無いと判断しているため、手続さしていないと回答した企業もあった。

### (4) 譲渡の形式

現地発明を日本本社へ譲渡させるにあたり、どのような形式の契約でそれを定めているか調査した結果、委託契約、共同開発契約、技術援助契約といった回答があった。

### (5) 日本本社と中国現地法人との共同出願

現地発明を日本本社へ100%譲渡させず、日本本社と中国現地法人との共願となった場合に、この中国現地法人が同じグループ内企業に

対して権利行使することを想定しているか、更にはもし想定しているのであればどのような対応をとっているかについて調査した結果、大半の企業はそのような想定をしていなかった。また、一部の企業は想定していたものの、何の対応もとっていなかった。

### (6) 日本本社の従業員出張者または日本本社の従業員出向者による発明の帰属と報酬

中国現地法人に長期出張または出向している日本本社の従業員が発明した場合の権利の帰属と報酬について調査した。長期出張、出向ともに日本本社へ帰属させるように予め雇用契約書に記載していると回答した企業と、出向者については中国現地法人で決めたルールに基づいて帰属、報酬を決めると回答した企業があった。日本本社へ帰属させた場合は日本本社が報酬するとの回答であった。

### (7) 考 察

大半の企業が現地発明を第一国出願前に日本本社へ譲渡させており、またその場合に、第一国出願前の譲渡であれば国務院の認可手続は不要と考えている。すなわち、中国専利法第10条にいう「特許出願権」は特許を出願したことで発生する権利であると解釈している企業が大半だった。

## 2. 2. 11 第一国出願の義務

中国専利法の第20条では、中国の単位または個人が中国国内で発明を完成させた場合には中国に第一国出願しなければならないことを規定している。

これについて、「同第20条は、中国国内で完成した発明を中国の単位または個人が出願する場合の規定であり、中国国内で完成した発明を外国企業が出願する場合については規定していないから、中国で完成した発明を外国企業が譲



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

渡を受けた後に出願する場合は同第20条の規定は受けず、従ってこの場合には外国に第一国出願することができる」と説明している文献がある<sup>10)</sup>。

また、「同第20条は、中国国内で発明が完成した場合の規定であり、外国で完成した発明については規定していないから、中国国内で生まれた発明であってもそれが外国で完成した場合は、その発明は外国に第一国出願することができる」と説明している文献がある<sup>8)</sup>。

上記2つの論説とは反対に、現地発明は全て中国に第一国出願すべきと考える弁護士、弁理士もいるようである。

そこで、上記のように現地発明の第一国出願について議論が分かれる中で、各企業が実際にどのように対応しているかについて調査するとともに、第一国出願が中国であった場合に、国内優先権主張出願に関する対応および実用新案の活用有無について調査した。

### (1) 第一国出願の出願国

現地発明をどの国に第一国出願しているかについて調査した結果、一部の企業を除いて中国に第一国出願していると回答した。中国現地法人で完成した発明を外国（日本など）に第一国出願した場合は同第20条の規定を満足しない可能性を懸念するためであった。

一方、日本に第一国出願していると回答した企業では、特許・実用新案では現地発明が発生した実績は無いが意匠については実績があり、その意匠については、中国で生まれた創作を最終的には日本で完成させているため、上記文献<sup>8)</sup>と同じく日本に第一国出願しても問題ないと考えているとのことだった。

### (2) 出願ルート、明細書言語、費用負担

中国に第一国出願していると回答した企業に、「特許出願の権利」を日本企業が100%保有

している場合について、第一国出願の出願ルート、明細書言語、費用負担、およびそれらの理由について調査した。すべての企業において、出願ルートはナショナルルートとPCTルートの両方を適宜使い分け、明細書言語は中国語とし、費用は日本本社が全額負担するという回答だった。

### (3) 国内優先権主張出願と発明者への報償

中国で国内優先権主張出願する場合の報酬の考え方について調査した。すなわち、例えば中国現地法人のX氏による発明A1を最初に中国出願（出願A1という）した後に、中国現地法人のY氏による発明A2（発明A1と類似）を中国出願する場合、もしも発明A2を出願A1と別件で出願（出願A2という）すれば、Y氏は出願A2について満額の報酬を得られることになる。ところが、発明A2を、出願A1を基礎とした国内優先権主張出願とすると、この国内優先権主張出願の発明者はX氏とY氏の2名となり、何の手当てもしなければ、Y氏の報酬はX氏と分け合うことになる。

このような可能性があることに鑑み、各企業に対して、国内優先権主張出願をする場合に後願の発明者（上記でいうY氏）に何らかの説明を行っているかについて調査した結果、どの企業もそのような可能性を想定していなかった。

### (4) 実用新案の活用

中国出願する場合に実用新案も活用しているかについて調査した。大半の企業は実用新案を活用していないと回答した。その理由は、実用新案は無審査で権利が不安定であるためとのことだった。

### (5) 考察

中国国内で完成した発明について、一部の企業を除いて大半の企業は、たとえ日本本社が譲

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

渡を受けてから出願する場合であっても、安全性を考慮して中国に第一国出願している。しかしながら、一部の企業では、日本に第一国出願しており、中国国内で完成した発明の第一国出願について議論が分かれているように、実態としても対応が分かれている。

## 2. 2. 12 オフィスアクション対応等

特許等出願後のオフィスアクション（以下、O.A.という。）対応等を誰が主体で行うかを調査した。さらには、第二国出願として戦略的にPCTルートを利用しているかについて調査した。

### (1) 対応・判断の主体

審査請求の要否判断、O.A.対応、放棄可否判断を誰が主体で行うかは、全ての企業が日本本社で行うと回答した。その理由は、確かに発明者は中国現地法人の従業員だが、多くの場合、権利者が日本本社であるため、日本本社が責任をもってこれらを担当するとのことだった。

### (2) 中国現地法人の関与

これらの対応に中国現地法人がどの程度関与するのかに関しては、基本は日本本社のみが関与し、中国現地法人が関与するのは日本本社から要求があった場合であるとの回答が半数を超えていた。

### (3) 費用負担

O.A.対応等の費用はどこが負担するかについて調査した結果、「特許出願権」を日本企業が100%保有している場合、権利者である日本本社が全額負担するとの回答だった。

### (4) 第二国出願

第二国出願として戦略的にPCTルートを利用しているかについて調査した結果、どの企業もそのような留意点はとくに無いと考え、日本

で生まれた発明に関する出願と同様、出願国数やコスト等からPCTルートを利用するか否かを決定するとのことだった。

## (5) 考察

現地発明を出願した後の対応や判断、費用負担等については、「特許出願権」を日本企業が100%保有している場合、権利者である日本本社が中心になって行っていると回答した企業がほとんどだった。

## 2. 2. 13 奨励・報酬

中国専利法では、職務発明創造の定義およびその帰属について規定し（第6条）、職務発明創造に特許権が付与された場合には特許権者は当該発明を成した発明者に奨励を与えなければならず、また当該発明が実施された場合には合理的な報酬を与えなければならないと規定している（第16条）。

また、同法実施細則に、国有企業・事業機関は、一つの発明特許に対する奨励金を2000元以上（実用新案特許は500元以上）と規定し（第74条）、発明特許の実施をした場合には実施により得られる利益について納税後2%以上（実用新案特許も同じ）を、第三者に実施を許可した場合には実施料から納税後10%以上（実用新案特許も同じ）を報酬として支払わねばならないと規定している（第75条、第76条）。国有企業・事業機関以外の中国の他の単位は、前3条の規定を参照して実施することができると規定している（第77条）。

しかしながら、中国専利法実施細則第74条、第75条および第76条の規定は国有企業・事業単位に対する規定であり、これに対し私営企業あるいは外国企業がどのような奨励・報酬を与えるべきかについての法律上の明確な規定はなく、欧米企業は通常、昇給、ボーナス又はストックオプションの方式で行っているといわれて

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

いる<sup>4)</sup>。

また、中国企業の従業員と日本本社の従業員とが中国で共同発明を成した場合、あるいは中国企業と外国企業が共同研究開発契約を締結して共同作業により発明が生じた場合などの具体的場面に対する取り扱いも明らかになっていない。

ここでは、現地に研究開発拠点を有する日本企業がどのように対応しているのかについて、実態を調査した。

### (1) 中国現地法人の奨励・報酬制度

一部の企業を除いて既に奨励・報酬制度を設けており（一部未整備あり）、奨励・報酬制度を設けていない企業も中国内の動向を見極めつつ検討するとのことであった。

### (2) 奨励・報酬制度策定への日本本社関与

現地企業の奨励・報酬制度の策定に当たって、日本本社がガイドラインを提示して細部は現地企業の裁量に委ねる、あるいは日本本社、中国現地法人および中国弁護士の3者で共同して規定を作るなどしており、奨励・報酬制度を設けている企業はいずれも日本本社が奨励・報酬制度策定に深く関与している。

### (3) 奨励・報酬の内容

奨励は、いずれの企業も奨励金として賃金とは別に支払う物質的奨励形態をとり、企業によってはこれに加えて人事考課あるいは表彰などの精神的奨励形態を採っている。精神的奨励策は明文化された規定ではないが中国現地法人自身の工夫によって行っている。

奨励金の支払対象は中国専利法上は特許の付与された発明創造であるが、半数を超える企業が出願時、登録時、実施時の各段階で奨励金を支払うこととしている。また、アイデア提案時に少額を、出願時に「出願奨励+登録奨励+実

施報酬」の全額を支払う独自方式を採っている企業もある。いずれも登録まで待たずに早い段階で発明者に還元してインセンティブを高めることに配慮したものである。特に独自方式を採る企業は、アイデアを提案してもその多くは出願に至らない、あるいは製品化にかかる時間に比べて従業員の流動サイクルが早い点などから、より早く発明者に還元することでアイデアの提案自体を促し、発明創出の風土を定着させようと工夫している点が注目される。

奨励金の額は、中国専利法実施細則の規定を参照しつつ、原則ガイドラインに沿い、現地の物価水準を考慮して定めており、結果的に中国専利法実施細則規定の額を上回った額になっている。いずれも発明の内容によらず一定額である。中国企業の従業員と日本本社の従業員との共同作業により発明が成された場合には、それぞれの所属企業が、自社の規定を適用し、各々の従業員にその規定に従った額を支払う。その支払額は物価換算からすれば概ね公平、あるいは中国人従業員に手厚くなるようにしている。また両発明者の発明に対する寄与度、共同出願とした場合の両社持分比率などによる制限を加えることはしておらず、両社それぞれの規定によって全額を支払っている。中国現地法人の従業員発明者が複数の場合には中国現地法人が人数均等割りの額を各人に支払う。

報酬制度については制定準備中の企業もあるが、一部の企業を除いて既に制定している。いずれの企業も現時点では支払対象となる案件はないようである。規定上の報酬額の算定は、日本の制度と同様の算定方式を採っている企業が多い（準備中の企業も同様の方式を予定）。前述の独自方式を採る企業は出願時に実施報酬分も含めて支払うので実施時の利益算定は行わないこととしている。



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

#### (4) 特許発明の実施

特許発明を実施あるいは実施許諾した場合に、中国企業の発明者にその旨をどのように知らせるかを調査した。ほとんどの企業は、実施時に報酬を支払う時点で自動的に知らせることになるとしている。前記独自方式を採る企業は、出願時に報酬を含めて支払済みであり知らせる機会はなく、また現実に権利化・実施に至った事案が無いので知らせる仕組みを設けるかどうか未定であるとの回答であった。

#### (5) 発明者の満足度

いずれの企業も、現地企業の中国企業の発明者は現行制度に満足していると判断しているようである（世間並み以上の条件であり、提案件数も増加している）。

#### (6) 考 察

以上から、奨励・報酬制度を設けている企業の考え方を見ると、次のように整理できよう。

##### ① 中国法規定の安全側解釈

冒頭に述べたように中国法上明確でない点はあるものの、一方で、現地の研究開発はますます盛んになり、現地発明が加速的に増加することが予想されるので、現場としては公的判断などが明確になるまで待てないという事情がある。批判の対象となるような運用は得策ではないとの判断から法規定を安全側に解釈して中国人発明者に有利な制度を採用している。

##### ② 発明者へのインセンティブ付与

中国内における研究開発活動は始まったばかりであり、中国企業の従業員に発明創造の意識は少ない。今後の研究開発成果は高度なものが期待できるので知的財産権による保護は不可欠である。このため早急に発明創造の風土を定着し得る施策が必要である。

##### ③ 発明者の処遇の公平性

中国に限らず世界的に事業展開しており、各

国研究開発拠点の発明者等の処遇に不公平感がでないよう配慮している。

このような考え方に基づく奨励・報酬制度を日本本社が主導的に関与している実態がうかがえる。

## 2. 2. 14 特許権の維持・放棄

### (1) 特許権の維持・放棄の判断

特許権の維持・放棄を誰が判断するかの質問に対し、多くは日本本社が判断するという回答であったが、特許権者が判断するという回答もあった。特許権者の判断とした企業においても委託研究の成果は日本本社に単独で帰属することになるので、実質日本本社の判断ということになる。中国現地法人の単独名義としている特許権に対してまで、日本本社がコントロールする企業はないようである。

### (2) 考 察

特許権の維持・放棄は、研究開発の成果、すなわち「特許出願の権利」を誰に帰属させるかの問題と表裏をなすものであり、すべてを日本本社単独とする企業、案件によっては共同出願もあり得るとする企業の各企業基本思想に依拠することは当然であろう。なお、共同出願もあり得るとする企業もどの案件を共同で出願するか判断時点で自社でコントロールすべきものとその必要のないものとを判断しているので、実質的に各企業の意図に大きな差はないと言える。

## 2. 2. 15 中国の大学、企業との共同・委託研究

中国政府は、外資系研究開発拠点が中国の全体的技術水準を高め、その成果も中国の消費者のますます多様化する需要に対応でき、また中国の関連産業の発展や輸出商品の構成の改善を促すことができるという判断から、外資による



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

研究開発拠点設立を奨励している。このため奨励政策を積極的に策定し、研究開発拠点の運営環境を改善し、輸出入や租税などに関する付帯の政策などの優遇措置策定を進めている。

一方外国企業は、上記優遇措置に加え、高い能力を有する人材（帰国留学生等）を活用するなどの観点から中国に研究開発拠点を設立する動きが高まっている。特に、中国政府は、2000年に「外商投資による研究開発拠点設立に関する問題についての通知」（以下、「通知」という。）を発行し、研究開発拠点の経営範囲、設立の条件、手続を明確化すると共に、自社用設備についての関税免除や営業税免除等の優遇措置を設けたため、設立の動きはさらに加速している。

「通知」の規定によれば、研究開発拠点は独資、企業内部部門等の組織形態によらず、科学技術の研究開発・試験に従事する機構であればよく（生産経營業務に従事してはならない）、経営範囲として自らの研究開発に従事するほか、自己の研究開発成果を第三者に譲渡することができ、共同研究・委託研究の形式で中国内の研究機関と提携して研究開発を行うことができる。また設立申請書には研究開発成果の帰属の記載が要求されているが、実務上は設立認可の必須条件ではないと言われており、研究開発拠点の設立目的によって選択できるようである。

また、大学との共同／委託研究を行う場合には、「中国専利法」（第8条）、「中国契約法」（第339条）、「高等教育機関知的財産保護規定」（第8条）などの共同発明、職務発明に係る帰属規定があるので、これら関係諸規定にも留意する必要がある。

ここでは、主として中国の大学、研究機関あるいは企業（以下、大学等という。）と共同研究、委託研究する場合を対象として各企業の実態を調査した。

### （1）研究開発の形態・組織

現地で研究開発を行うためいずれの企業も研究開発拠点を設立しており、一部の企業を除いて大学等と共同研究・委託研究を目的にしている。一部の企業は現地企業の生産する中国内向け製品の開発業務を目的とし、大学等との共同／委託研究は行っていないとの回答であった。

研究開発拠点の設立形態は、半数を超える企業が100%独資、一部の企業は中国現地法人内の研究開発部門（法人格なし）であった。

また、共同／委託研究契約の契約主体は、大学等と日本本社の直接契約、大学等と日本本社／大学等と研究開発拠点／三者など種々の形態で直接契約などケースバイケースであるが、いずれも直接契約の形態をとっており、大学等と共同で新たに研究開発拠点を設立する／共同事業会社を設立するなどの形態はとっていない。

研究開発に関する資金／技術／設備／人員等の役割分担は、ケースバイケース、ノーコメントという回答であり、いずれも具体的な内容については当然のことながら明らかにはできないとのことであった。

### （2）研究開発成果の帰属規定

研究開発拠点を設立する場合、前述のように設立審査認可機関に提出する設立申請書に研究開発成果の帰属を記載するかどうかについて、一部の企業は基本契約の包括的な規定を設立申請書に記載しており、他の企業は記載していないという回答であった。なお、いずれの企業も契約ごとの個別契約書で具体的な規定をしている。

大学等と共同／委託研究を行っている場合の成果の帰属先は、個別契約書で規定するのでケースバイケースであるが、半数を超える企業が共有／単独の両方が存在するとしている。契約段階の力関係、研究開発費の負担率などによって変わるとのことである。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

帰属の時期は出願前にその帰属を決定していることが多く、また中国に第一国出願しているとのことであった。

### (3) 出願手続・権利維持等

帰属先がケースバイケースであると回答した企業において出願手続を誰が担当するかについて、日本本社がすべて担当する、事案によるなど企業により対応が異なる。前者の場合、中国の大学の知財部門は契約事項（契約ポリシー）のみであって個別の出願に関しては何もしない、後者の場合、中国の大学の知財部門は実力があって任せられるので将来の中間処理などを考慮して決める、と全く反対の感想を持っているようである。相手方の知財部門の実情次第ということであろうか。

また中国以外への外国出願をする場合に双方の出願希望国が合致しない場合にどのように調整するかについて、いずれも事業目的に則して契約・決定されるので相違する場合はなく、現実にはそのような実績はない。仮にそのような場合になった場合には不要と判断した側が放棄し、他方が譲渡を受けることになろうとのことであった。

なお、出願・権利維持に要する費用を誰が負担するかについては、すべて日本本社が負担する、ケースによるなど種々であった。ケースによるとした企業の場合、大学等との費用分担は契約次第であり、全額日本側が持つ場合もあれば折半または権利持分にに応じて負担という場合もある。ただし、研究開発拠点分は日本本社が負担するということであった。

特許権の維持・譲渡等の判断については、実績は無いが日本本社が主体になって判断する、あるいは双方の合意を要することになろうとの回答であった。

### (4) 特許の実施

特許権が大学等と共有の場合、双方当事者の実施、および第三者への実施許諾・実施料をどのように取り決めているかについて、いずれも予め契約段階で制限をかけており、必要な場合協議により決めていると回答している。なお、実施許諾先が大学設立のベンチャー企業の場合にはそこでの実施態様についてはよく確認しておく必要があるとのことであった。また大学等への不実施補償、日本本社の優先実施期間の規定を設ける場合があるようである。

### (5) 秘密保持等

研究開発の中で開示した双方の独自技術についての取扱いは、各社とも守秘義務契約を交わし、使用する場合にはライセンス契約を結ぶとし、このような独自技術および研究開発の過程で生じた秘密事項の管理についても守秘義務契約の中で規定していると回答している。また具体的監査条項を設けている場合もあり、さらに技術流出した場合のペナルティ条項を設けている場合もある。

### (6) その他

中国の大学と共同研究する場合、企業との共同研究と比べて、意識・習慣・スケジュールなどに差がある、大学内ベンチャー企業での実施の要求があり、困ることがあるとのことであった。他は中国企業との提携経験なし、逆に大学との提携経験なしゆえ比較はできないという回答であった。

### (7) 考察

中国に研究開発拠点を設立する目的が大学との提携にあるとする企業が多い。大学と提携する場合、研究成果の帰属問題を含め個々の問題をすべて契約で規定しておくこと自体については双方とも違和感はないようであるし、その後

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の履行についても特段大きな問題はないようであるが、契約交渉においては大学側の一方的な要求もあり、合理的な契約内容とするには苦勞も多いようである。今後中国の大学と外国企業との提携が増え、共通認識が醸成するには今しばらくの時間を要するであろう。また大学の知財部門の能力が上がるまで、日本側の支援もまた継続する必要があるように思われる。

### 3. まとめ

現地発明が発生している企業にアンケートおよびヒアリングした結果、以下の点が明らかとなった。

・組織・形態：研究・開発拠点を中国に設立する理由としては、優秀な人材が多い事と、その優秀な人材が開発する、中国発の世界に通用する技術への期待、および中国国内向けの中国市場に適合した技術開発成果を期待している点に集約される。

・発明の発生する前：発明が発生する前に行っておくべき事としては、発明者との契約が非常に大事であるという点が全企業共通の認識であった。特許に関して、被雇用者である発明者との訴訟事例がまだ少ないこともあり、発明者との契約をどのように締結すれば一番良いのかという例は無く、各企業とも模索中であった。

・発明内容のヒアリングおよび出願明細書作成：発明のヒアリングは、日本本社の知財要員が出張対応で行っている企業と、主に現地知財要員が行い日本本社の知財要員がサポートしている企業とがあった。出願明細書作成に関しては、日本本社の知財要員が発明の発掘および出願の要否判断等を行った後、出願明細書の作成段階に入り、発明者は、説明資料を作成し、それに基づき特許事務所で作成された明細書をチェックする。日本本社の知財要員も明細書チェックを行っており、中国語で作成した明細書を、日本語または英語に翻訳してチェックしている。

・譲渡および第一国出願：現地発明を第一国出願前に日本本社へ譲渡させ、第一国出願前の譲渡であれば国務院の認可手続は不要と解釈している。中国への第一国出願に関しては、安全性を考慮して中国に第一国出願する企業と、日本に第一国出願する企業が混在している。条文解釈の議論が分かれているように、実態の対応も分かれている。

・奨励・報酬：奨励・報酬に関しては中国法上明確でない点はあるものの、法規定を安全側に解釈して中国人発明者に有利な制度を採用している。

・中国の大学または企業との共同研究・委託研究：大学と提携する場合、帰属問題を含め個々の問題をすべて契約で規定しておくことが重要である。契約交渉においては大学側の一方的な要求もあり、合理的な契約内容とするには苦勞も多い。

・現地発明について知りたいこと：アンケートおよびヒアリングを行った企業に、知りたいことを挙げてもらった。その結果、奨励・報酬制度に関して最も関心があり、他の企業がどのような奨励・報酬制度を構築し、実施・運用しているのかが知りたいとしている。その理由の一つとして、中国専利法、実施細則および審査指南のいずれにも、外国企業に適用される奨励・報酬額等の基準が記載されておらず、不透明な部分が多いことが挙げられると思われる。

結果としては、企業ごとに問題への取り組み方が微妙に異なっていたり、取り組み方がバラバラで一致しない問題も存在し、確立した方法論はまだ少ないというのが中国における現状であった。

### 4. おわりに

世界の工場と言われる中国が、生産拠点のみならず、その優秀な頭脳を活かすべく研究開発拠点の中心として注目され始めて来た。本稿は



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

研究開発拠点を中国に設置する際に、当然生まれてくるであろう「現地発明」に焦点を当てて考察してきた。

これまでも「現地発明」に関する文献等は、冒頭で紹介したように多数の文献等が存在しているが、その多くは中国専利法の文言解釈から見た「現地発明」の取り扱い上の注意点を解説したものや、米国を中心として解説したもの等であり、現在生まれている「現地発明」を、企業の担当者が実際どのように取り扱っているのか、これから「現地発明」に取り組もうとしている担当者は、どのような問題に直面しているのか、という現場の生の声を発信している文献等は殆ど見当たらなかった。

本稿は、「現地発明」をすでに取り扱っている企業に対してアンケートを依頼するとともに、アンケートを依頼した企業に出向いて直接ヒアリングし、その内容をまとめたものである。冒頭に記載したようにヒアリングする内容等は、ワーキンググループ内で事前に十分時間をかけて質問事項を吟味し、質問に対する回答を予め各企業からいただいた上で、さらに不明点を中心にヒアリングするという方法で調査を行ったものである。中には担当者から直接聞かせていただいた貴重な体験談もあり、国際第3委員会ではなければ得られないであろう切迫した内容を含むことが出来たと自負している。

発明の帰属、中国第一国出願、奨励・報酬制度など諸問題に対する詳細は、本文をご覧いただきたいが、今読み返してみても、いずれの項目からもその行間から各企業担当者の苦悩の声がにじみ出てくるようである。

中国では、知的財産を尊重する風土はまだまだ根付いていないという声が多かったが、中国社会が、日本とは大きく異なり米国型の契約社会であることから考えると、研究・開発拠点を中国に設立する際に当局に提出する書面やその内容、「現地発明」の取扱いに関して発明者と

取り交わす契約書類など、中国の多種多様な法律、条令、規則等に十分注意を払わなければならない、ということが本稿を通じて浮き彫りになったと思われる。これらの問題に直面される方は、中国で「現地発明」が生まれる前に、知財問題に詳しい現地の弁護士等に十分相談される事をおすすめしたい。本稿が日本知的財産協会会員企業の一助になれば幸いである。

また、本稿の内容は、日本国内においてのみの情報収集に基づくものであり、中国現地の知財要員等のヒアリングを行うことができれば、さらに良い調査結果が得られると考える。

最後に、本稿を執筆するに当たり、貴重なお時間を割いて質問書への回答とヒアリングに快く応じていただき、かつ、ワーキンググループの不躰な質問にも根気よく真剣に回答していただいた各企業の方々に心から感謝の意を申し述べる。本来ならばご協力いただいた各企業様のお名前を記載し、謝意を述べるべきであるが、匿名を条件にアンケートおよびヒアリングに答えていただいた経緯もあり、お名前を記載しなかった事をご容赦いただきたい。

## 注 記

- 1) Jetro北京知的財産室HP  
<http://www.jetro-pkip.org/teji/bg9902/200102/200102.doc>
- 2) 関満博（一橋大学教授）、日経新聞社「『現場』学者中国に行く」
- 3) ・知的資産創造、2003年6月号、野村総研「中国での『人財』戦略再構築が急がれる日本企業」  
<http://www.nri.co.jp/opinion/chitekishisan/2003/pdf/cs20030604.pdf>  
・Tech総研ネット記事「アジア技術者が採点する日本技術者の実力（1）中国編」  
[http://rikunabi-next.yahoo.co.jp/tech/docs/ct\\_s03600.jsp?p=00506](http://rikunabi-next.yahoo.co.jp/tech/docs/ct_s03600.jsp?p=00506)  
・Tech総研ネット記事「中国ハイパー技術者に日本技術者が負ける日」  
<http://rikunabi-next.yahoo.co.jp/tech/docs/>



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ct\_s03600.jsp?p=000276
- ・ China Walker ネット記事「中国の人材派遣紹介市場はいまだ発展途上」  
<http://www.shwalker.com/china/serialize/200411/>
  - ・ 毎日新聞MycomPCWEB「IT人材争奪戦激化で中国の人事管理制度に変化」  
<http://pcweb.mycom.co.jp/news/2001/03/12/16.html>
  - ・ ネット記事「労働市場状況」  
<http://www.ovta.or.jp/info/asia/china/pdf/06labor.pdf>
  - ・ 2001年度一橋大学ネット掲載，博士論文要旨「中国民営企業の労使関係と人事労務管理」  
<http://www.soc.hit-u.ac.jp/thesis/doctor/02/summary/huang.html>
  - ・ ファインケミカルVol.32（2003）「中国における知的財産保護の重要性」  
<http://www.nihon-ir.co.jp/china/08.htm>
  - ・ 開発金融研究所報2004年4月第11号「中国市場を指向した共生型製造モデル」  
[http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/11\\_03.pdf](http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/11_03.pdf)
  - ・ 開発金融研究所報2002年9月第12号「国際ライセンス・ビジネスの中国への展開は可能か」  
[http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/12\\_02.pdf](http://www.jbic.go.jp/japanese/research/report/review/pdf/12_02.pdf)
  - ・ 富士通総研研究レポートNo.183, Economic Review2004.4「中国企業の技術力に関する一考察」  
[http://www.fri.fujitsu.com/jp/modules/COMMON\\_LIST\\_VIEW/uploads/5183/report183.pdf](http://www.fri.fujitsu.com/jp/modules/COMMON_LIST_VIEW/uploads/5183/report183.pdf)
  - ・ 日本貿易振興会アジア経済研究所2003年「中国の公企業民営化」  
[http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Topics/pdf/47\\_josyo.pdf](http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Topics/pdf/47_josyo.pdf)
- ・ (社)日本経済研究センター1997年「中国への直接投資と技術移転」  
<http://www.jcer.or.jp/research/paper/jcerpaper69.html>（要約）
  - 4) ・ JETRO北京2001年度作成調査報告書「中国における外資系企業のR&D成果に関する知的財産権の取扱いについての調査研究報告書」  
<http://www.jetro-pkip.org/teji/bg9902/200102/200102.doc>
  - ・ JETRO北京1999年度作成調査報告書「中国技術移転法制に関する調査研究報告書」  
<http://www.jetro-pkip.org/teji/bg9902/199901.htm>
  - 5) 科学技術政策研究所，調査資料No.50「日中の技術移転に関する調査研究」  
<http://www.nistep.go.jp/achiev/abs/jpn/mat050j/mat050aj.html>
  - 6) 知財管理Vol.52, No.8（2002）「注目される中国の技術輸出入管理条例」
  - 7) PIPA第35回国際総会（2004年10月）PIPA日本部会第1委員会第1WG「中国現地法人での知的財産管理の留意点」
  - 8) 知財管理Vol.53, No.6（2003）「中国におけるR&D活動に伴う知的財産管理」
  - 9) JMC2004.2「中国における研究開発（R&D）の法的諸問題」  
[http://www.jmcti.org/jmchomepage/jmcjournal/data/2004\\_02/kouen02.pdf](http://www.jmcti.org/jmchomepage/jmcjournal/data/2004_02/kouen02.pdf)
  - 10) 知財管理Vol.54, No.11, 2004「中国内で中国人が完成した発明の帰属，日本企業への移転と第一国出願」
  - 11) AIPPI Vol.47, No.10（2002）「中国における共同研究開発および委託研究開発における特許権の取扱い」

（原稿受領日 2006年7月25日）